



～業務上過失致死傷と労働安全衛生法違反～

## 労働災害で問われる刑事責任について

奈良 義明

### はじめに

重大な労働災害を起こすと、警察署や所轄労働基準監督署(以下、労基署という)から現場関係者立会いの下に、災害調査または事故状況により実況見分が行われる。警察署は、業務上過失致死傷として誰が過失によって人を死傷させたのか、労基署は、労働安全衛生法(以下、安衛法という)に違反する行為があったのではないかという捜査である。

この両者の刑事責任としての捜査は、法的に異にすることを理解しておかなければならない。

労働災害が発生すると、被災者救護・救助、警察署と労基署への対応、発注者への状況報告、会社への連絡と応援要請、被災者家族への連絡など事故直後から現場関係者が、何をどう対処すべきか混乱状態に陥ることは容易に想像できるであろう。

本稿では、労働者が死傷する労働災害を起こした後、警察署や労基署から刑事捜査を受けた事例について一部分紹介する。また、労働者が死亡又は死傷した場合は、労働安全衛生規則(以下、安衛則という)により労働者死傷病報告(以下、死傷病報告という)の提出が求められているが、令和7年1月1日からは電子申請による提出が原則義務化された。

その改正内容の一端についても紹介する。

### 1. 死傷病報告と労災かくし

時折、JR 駅構内の掲示板で厚生労働省の「労災かくし」は犯罪です。というポスターを見かけた方も多くいるのではないだろうか。



「労災かくし」は、労働災害の発生事実を隠ぺいするために故意により報告しない、または

虚偽の内容を記載したものを報告する行為である。

安衛則第97条では「事業者は、労働者が労働災害等により死亡又は休業したときは、遅滞なく、様式23号による報告書を労基署署長に提出しなければならない。また、休業日数が4日未満の場合は、3カ月毎に最後の月の翌月末日迄に様式24号を提出しなければならない(略文)」と規定されている。

ここで遅滞なくとは、遅れることに合理的な理由がある場合を除き「直ちに」と解釈されている。



図-1 死傷病報告の提出手続き

図-1で、労働者が労働災害等により死亡又は4日以上休業したにも拘らず報告を怠った場合は、「報告義務違反」として労基署より地方検察庁に書類送検されるものと考えておくべきである。

北海道で送検された件数は、「労働基準関係法令違反に係る公表事案」<sup>1)</sup>(北海道労働局)によると令和5年12月1日～令和6年11月30日の1年間で21件、そのうち「労災かくし」による送検は、4件発生していると企業名等記載の下に公表されている。

また、平成3年12月に当時の労働省労働基準局長は、労働基準監督機関に対して「労災かくし」を行った場合は、反社会的な行為として司法処分を含め厳しい措置をとるよう「いわゆる労災かくしの排除について」<sup>2)</sup>という通達を発している。

## (1) 電子申請が義務化された死傷病報告

厚生労働省では安衛則の改正に伴い、労働者が死傷した場合に事業者が提出する死傷病報告について、令和 7 年 1 月 1 日から電子申請による報告を原則義務化した。これは事業者の負担軽減と統計処理の効率化から電子申請を原則化したものである。

また、統計処理が容易になるよう記載内容の見直しも図っている。ただし、当面の間、電子申請による報告が困難な場合には、経過措置として紙媒体による提出も可能としている。図-2 は、死亡又は休業 4 日以上の子申請用死傷病報告である。

図-2 死亡又は休業 4 日以上の死傷病報告<sup>3)</sup>

## (2) 死傷病報告の改正項目と入力

改正項目は、図中の①事業の種類、②被災者の職種、③傷病名及び傷病部位、④災害発生状況及び原因、⑤国籍・地域及び在留資格の 5 つである。

改正前の記載方法は、手入力で自由記入可であったが、改正後はプルダウン選択又はコード入力としている点が大きく異なっている。

また、休業 4 日未満の死傷病報告についても、死

亡又は休業 4 日以上と同様に、5 項目についてプルダウン選択又はコード入力としている。ただし、休業見込欄の休業日数や経験期間の記入など異なっている項目もあるので注意が必要である。

死傷病報告の記載は、労働災害発生後の検証時において確認されることもあるので、事故発生状況及び原因の記入、事故発生時の略図については、疑問を持たれないよう適切に記入する必要がある。

厚生労働省では、電子申請報告するに当たって「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」<sup>4)</sup>の活用を推奨している。

## 2. 労働災害発生直後の対応

筆者は、これまで調査業務で労働災害を起こした経験を幾度ももっている。いずれの災害も重傷を負った労働者を救護するために 119 番通報した。119 番に通報すると警察署にも自動転送されるが、重傷を負った場合には現場の検証が伴うため、警察にも通報することが求められている。119 番と警察署では、対応する目的が異なるからである。通報が遅れると証拠隠滅など、あらぬ疑いをかけられる可能性も出てくるので注意しなければならない。

労災事例の一部を紹介すると、事故は、高さ約 10m ののり面から労働者が転落し重症を負ったもので、労働者が救急車により搬送された直後から、警察官数人による取り調べを受けることになった。

最初に被災者名、作業開始時間、作業内容、作業人数、安全带及びロープ使用の有無について聞かれた後に、次のような核心を衝く質問も受けた。

- ・死傷した労働者はどこから落ちて、どこに落ちたか、落ちた瞬間は見ていたか！
- ・転落直前の労働者和其他の労働者の位置関係、転落直前の行動状況について！等々。

労働者がのり面から転落したのは、トラブルに巻き込まれ、誰かに突き落とされたのではないかという事件性の疑いを持たれた聞き方であった。

その疑念が晴れると、次に業務上過失致死傷として、誰が過失により死傷させたのかについての検証が行われた。その後に、労基署から安衛法違反の有無についての聴取を受けたのである。

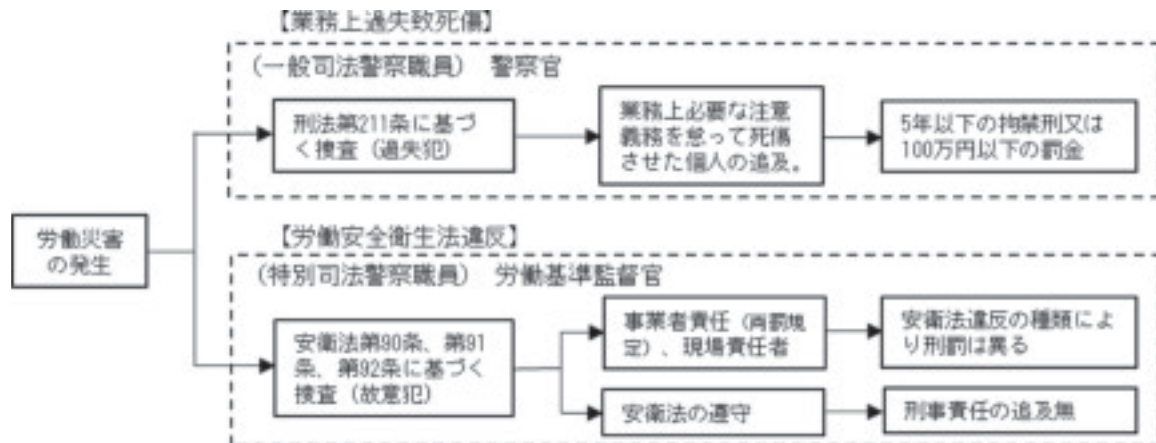


図-3 業務上過失致死傷と労働安全衛生法違反

### 3. 警察署と労基署による捜査

労働災害を起こすと刑事責任、民事責任、行政責任及び社会的責任に問われることがある。

ここでは、刑事責任について述べてみる。刑事責任には、警察署による業務上過失致死傷と労基署による安衛法違反がある。警察署は地方自治体、労基署は国の機関で、それぞれ捜査目的は別である。

業務上過失致死傷は、その名が示すように過失の罪で、刑法第 211 条 1 項に規定する犯罪である。

警察署は、労働災害等により労働者が死傷した場合に、死傷に関与した人を順に調査していき、結果として過失により死傷させる原因を作った人を業務上過失致死傷として罰していくのである。

同法の責任は、個人を基本としているが監督不行き届きの場合は、現場責任者等も罰せられる。

一方で労基署は、安衛法違反の有無について調査し、違反行為があった場合は現場において権限と責任を委譲されている現場責任者が罰せられる。

ただし、安衛法第 122 条の「両罰規定」により事業者も刑罰に処せられる可能性がある。

安衛法の措置義務違反は、事業者が責任をとる。これが安衛法の基本的な姿勢である。

#### (1) 業務上過失致死傷の罪

業務上過失致死傷の罪について刑法の領域に詳しい寺西氏<sup>5)</sup>(331 頁)は、次のように記述している。

刑法の業務上過失致死傷の罪は、人が死亡したり負傷したという結果が発生したときに、その結果を発生させた原因を作ったのがだれであるかを追求し、人を死亡させたり負傷させたりした原因を作った者を処罰するものである。

したがって、業務上過失致死傷では、まず、人が死傷するという結果が発生してから、因果関係の流れを遡ってその結果を発生させた原因となった事実を順次解明し、それらの原因の中で最も結果の発生に近いものについてその原因を作った者を特定する。

そして、その原因を作った時点で、原因を作った者が結果の発生を予測できたかどうか、予測できたときはその時点で結果の発生を回避することが可能であったかどうかを明らかにし、結果の発生を予測でき、しかもその結果の発生を避けるための方法があったのに、それを予測せず、結果の発生を回避する措置をとらずに結果を発生させたときに、その原因を作った者を処罰するものである。(以下、省略)

刑法第 211 条業務上過失致死傷は、「業務上必要な注意を怠り人を死傷させた者は、5 年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する」としている。

一般に過失とは、注意義務を怠ることであるが、安西氏<sup>6)</sup>によれば注意義務違反には、予見可能性と回避可能性があるとして、次のように記述している。

注意義務違反とは、通説によれば、予見義務と回避義務に反することであり、予見義務及び回避義務は、予見可能性及び回避可能性が存在する場合に認められる。

予見可能性とは、注意を払えば結果を予見できたという心理状態で、回避可能性とは、結果を回避することができたかどうか、そしてその行動が非難できるかどうかを問うものである。

したがって、過失とは、責任の問題であり、故意と並ぶ責任条件ないし責任形式であると解されているところである。(以下、省略)

## (2) 安衛法違反の罪

安衛法は、業務上過失致死傷のように過失を罰するという規定がない。安衛法の措置義務違反で罰するのは、故意の成立が必要である。

安衛法は、「罪を犯す意思のない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない」(刑法第 38 条第 1 項)という原則に則り、罪を犯す意思のことを「故意」としている。

一方で刑法 38 条第 3 項は、「法律を知らなかったとしても、そのことによって罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状によりその刑を減輕することができる」と規定している。

上記を受けて寺西氏<sup>1)</sup>(302 頁)は、刑法第 38 条第 1 項を「事実の錯誤」第 3 項を「法律の錯誤」として捉え、次のように記述している。

「事実の錯誤」というのは、客観的な事実が存在し、その客観的な事実について違反行為が行われたのに、違反者がその事実とは異なる別の事実を認識していたため、客観的な事実と違反者が認識した事実とが食い違うことをいうので、客観的に存在した事実についての故意が成立しないのは当然である。また、「法律の錯誤」というのは、法律の存在を知らなかったことを含めて、法律を正しく理解していないことであり、刑法の規定によって故意が成立するのは当然である。(以下、省略)

つまり「事実の錯誤」は、故意が成立しないが「法律の錯誤」は、故意が成立するとしている。

この「事実の錯誤」を現場の事例に置き換えて考えてみる。「例えば、切土のり面高 10m 以上、傾斜角 40°以上、のり面の表面は長年の風化により荒廃していた。これは、現場の客観的な事実である。

ここで、現場責任者が客観的な事実と異なった対応をとったのは、「設計図を見誤って、別の小規模な切土のり面現場と勘違いしていた。または、元来その場所には、切土のり面が存在していないものと勘違いしていた。などにより適切な措置を講じなかった」となると、これは事実認識の食い違いによるものであるので、過失はあっても故意にはならない。

ただし、確固たる過失の立証が必要である。

では、「法律の錯誤」とはどのようなものか。

安衛法は、刑法 38 条 3 項に則り法律の存在を知らなかった、または法律を正しく理解していなかったとしても故意は成立するとしている。

同様に、現場の事例から考えてみる。

「現場責任者は、切土のり面高が 10m 以上あるのは知っていたが、傾斜角 40°以上あるとは知らなかった、または高さが 2m 以上で傾斜角が 40°以上の場合、安衛則第 518 条、第 519 条に則り作業床の設置や墜落制止用器具を使用させる等の法律があることは知らなかった」としても故意は成立する。

これが寺西氏のいう「法律の錯誤」である。

このように安衛法は、法律に違反する行為をしたことについて刑事責任を問うものであって、労働災害という結果が発生したことに対する責任を問うものではない。得てして現場責任者は、労働災害を起こさない限り、安衛法違反の罪には問われないと思われているが、それは誤解である。

したがって、安衛法で規定されている措置義務を講じていれば、かりに労働災害が発生して労働者が死傷を負ったとしても、労基署から刑事事件として捜査を受けることは基本的にないのである。

また、先述のとおり業務上過失致死傷は、注意義務を怠って人を死傷させた者を過失犯として捜査していくのに対し、安衛法違反は、権限と責任を委ねられた現場責任者が捜査の対象となる。両者の犯罪対象は異なっているが、実際には、両者同時に成立しているケースも多いとされている。

表-1 に、業務上過失致死傷と安衛法違反の主な相違点について、独善であるが対比してみる。

表-1 業務上過失致死傷と安衛法違反

|         | 業務上過失致死傷                          | 安衛法違反          |
|---------|-----------------------------------|----------------|
| 法 領 域   | 刑事刑法                              | 行政刑法           |
| 違 反 行 為 | 業務上必要な注意を怠り人を死傷させる行為              | 安衛法に違反した行為     |
| 行為の成立   | 過失犯                               | 故意犯            |
| 法 的 性 格 | 結果責任                              | 事前予防           |
| 刑罰対象者   | 業務に従事する個人を追及                      | 事業者責任(両罰規定)    |
| 法 定 刑   | 刑法第 211 条 5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 | 安衛法違反の種類により異なる |

## あとがき

筆者は、長年安衛法をライフワークとしているが刑法の領域に特に詳しいわけではない。

よって、本稿では、労働災害発生後に業務上過失致死傷と安衛法違反に問われた事例について、刑法に造詣の深い寺西氏から、両罪の論拠となる考え方を引用して紹介することとした。

それにしても法領域の解釈は難しい。業務上過失致死傷は、違反の前提となる「過失」の定義が法律上定まっているわけではない。例えば、「業務上必要な注意…」とか「重大な…」など概念は理解できても判断基準が明確にされていない。

一方で安衛法は、法令、政省令及び告示等含めると 1,500 条を超える膨大な条項条文を抱えている。しかも、建設業等あらゆる業種を対象としていることから、難解で複雑な法体系を形成している。

今後も、更に知識の習得が必要と感じている。

ここで、技術士が労働安全管理に、少なからず関与していたと書かれている書籍を紹介しておく。

日本労働安全衛生コンサルタント会から刊行されている『試験合格の手引き』<sup>7)</sup>によると、安衛法が制定された昭和 47 年以前の労働災害の防止に向けた安全衛生管理の指導や診断の助言については、当時の技術士が関わっていたと記載している。

また、畠中氏は講演会<sup>8)</sup>で、安衛法第 81 条に制

定されている労働安全コンサルタント制度は、技術士制度を模範にして作られたと述べている。

よって、今日に至る労働安全の礎は、当時の技術士が築き上げてきたと云っても過言ではない。

最後に、本稿は、安全大会で講話するのと違い文書として残るため、北海道立図書館等を利用するなどして法解釈に誤解なきよう書き記してみたが、菲才のため散文になったことをお詫びする。

## 参考文献

- 1) 「労働基準関係法令違反に係る公表事案」令和 6 年 12 月 27 日、厚生労働省労働基準局監督課
- 2) 「いわゆる労災かくしの排除について」平成 3 年 12 月 5 日基発第 687 号、労働省労働基準局長
- 3) 「電子申請用労働者死傷病報告」厚生労働省 HP
- 4) 「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」厚生労働省
- 5) 寺西輝泰著「労働安全衛生法違反の刑事責任」—総論一、労働災害の防止をめざして(改訂版)平成 16 年 3 月 10 日改訂版発行、(株)日労研、p.302, p.331
- 6) 安西愈著「労働災害と企業の刑事責任」平成 25 年 2 月 28 日初版発行、労働調査会、pp.149-150
- 7) 「労働安全衛生コンサルタント 試験合格の手引き」一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、p.7
- 8) 「労働安全衛生法の 30 年と今後の課題」創立 20 周年記念講演平成 15 年 11 月 5 日、白鷗大学法学部教授畠中信夫

## 参考文献

- ・「安衛法便覧Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」令和 6 年度版、労働調査会
- ・「刑法(第 3 版)」2020 年 2 月 20 日(第 2 版発行)早稲田経営出版(刑法研究会)

## 奈良 義 明(なら よしあき)

技術士(建設/総合技術監理部門)

労働安全コンサルタント(土木)  
特別上級土木技術者(土木学会)  
奈良労働安全コンサルタント事務所 代表  
携帯：090-3776-6450  
e-mail：nara0623@triton.ocn.ne.jp

